◇**医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令**（政令第五六号）（厚生労働省）

一　医療法施行令の一部改正関係

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、医療法施行令の規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

二　地方自治法施行令の一部改正関係

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法施行令の規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇**最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令**（政令第五七号）（法務省）

1　銚子区検察庁、大竹区検察庁、船木区検察庁、加世田区検察庁、赤湯区検察庁、野辺地区検察庁、伊達区検察庁、寿都区検察庁及び天塩区検察庁の位置を改正するとともに、政令の別表第三表について所要の整理を行うこととした。（別表第三表関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。ただし、別表第三表篠山簡易裁判所の項の改正規定は、同年五月一日から施行することとした。

◇**農業動産信用法施行令の一部を改正する政令**（政令第五八号）（農林水産省）

1　農業用動産の抵当権を取得することができる法人として信用協同組合を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令**（政令第五九号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（第一条第一号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**計量法関係手数料令の一部を改正する政令**（政令第六〇号）（経済産業省）

1　自動捕捉式はかりに係る検定及び型式承認に要する実費を勘案して、その検定及び型式承認に係る手数料の額を定めることとした。（別表第二及び別表第四関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇**環境影響評価法施行令の一部を改正する政令**（政令第六一号）（環境省）

1　環境影響評価法（平成九年法律第八一号）第一〇条第四項の政令で定める市に、岡山市を追加することとした。（第一一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

内閣法制局設置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十三号

内閣法制局設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「内閣（」の下に「内閣官房内閣人事局及び」を加える。

第三条第一号中「主として」の下に「内閣官房内閣人事局、」を加える。

第六条の二第一項中「一人」の下に「及び公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　公文書監理官は、命を受けて、長官総務室の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（復興庁組織令の一部改正）

2　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）の項中「内閣府を」を「及び内閣府を」に、「内閣府及び」を「、内閣府及び」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十四号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。